

医療費をお知らせします

保険制度の仕組や健康に対するご理解を深めていただくため、
国民健康保険で受診された医療費の額を参考としてお知らせいたします。
また、医療費控除の申告にもご活用いただけます。



- 医療費のうち、7割分（未就学児は8割、70歳以上の方は7割または8割）を国分寺市から医療機関等へ支払っています。残りの3割分（または2割）が、皆様が医療機関等の窓口で実際に支払った金額です。
- 受診された医療機関等の請求に基づき作成しているため、医療機関からの請求が遅れている場合や、審査機関で審査中のものについては記載していません。また、審査機関で保険診療と認められなかった部分がある場合、領収書の金額と一致しません。
- 自己負担相当額には入院時の食事代は含まれますが、保険のきかない治療や費用（薬の容器、健康診断、差額ベッド代等）は含まれていません。
- 医療機関の名称変更、廃業の場合、「東京都医療機関」または「○○（道・府・県）医療機関」と記載されています。また、医療機関コードに変更があった場合にも、「東京都医療機関」または「○○（道・府・県）医療機関」と記載されることがあります。

＜医療費のお知らせに関する問い合わせ先＞

国分寺市 保険年金課 給付・年金係 電話：042-312-8607



医療費控除の申告手続きに使用する場合の注意事項

- この医療費通知の対象期間として記載しているのは以下の期間分です
 - 医科・歯科・調剤・訪問看護：令和6年12月～令和7年11月診療分
 - 柔道整復：令和7年1月～令和7年12月請求分
- 医療費控除の対象はその年の1月1日から12月31日までに支払った医療費です。このお知らせに記載されていない医療費（令和7年12月診療分など）や医療機関名等が表示されていない場合は、別途領収証に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付していただく必要があります。（この場合、医療費領収証は申告期限から5年間保存する必要があります。）
- 窓口負担額には、自己負担相当額が記載されています。実際に負担された額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合）は、窓口負担額から公費負担医療の額を差し引く等の訂正をして申告してください。

＜医療費控除の申告に関する問い合わせ先＞

確定申告 ⇒ 立川税務署 電話：042-523-1181

市・都民税申告 ⇒ 国分寺市課税課住民税係 電話：042-312-8620

※保険年金課では確定申告に関するお問い合わせにはお答えできません

- マイナポータルで医療費通知の最新内容確認や、所得税確定申告手続きができます。便利な機能ですのでぜひご利用ください。詳しくはこちらのホームページでご確認ください

デジタル庁ホームページ→

